

令和3年8月27日

中区長 直井 ユカリ 様

横浜市柏葉公園こどもログハウス指定管理者選定委員会
委員長 佐藤 韶子

横浜市柏葉公園こどもログハウス指定管理者選定委員会の選定結果について（報告）

標記について、平成24年4月1日 中地振第1902号「横浜市柏葉公園こどもログハウス指定管理者選定委員会要綱」第10条に基づき、別紙のとおり報告します。

「横浜市柏葉公園こどもログハウス 指定管理者選定委員会 選定結果報告書」

横浜市柏葉公園こどもログハウス
指定管理者選定委員会
報告書

令和3年 8月

1 経 緯

指定管理者制度により管理運営している横浜市柏葉公園こどもログハウスの次期指定管理者(令和4年4月1日から令和9年3月31日まで)の選定にあたり、横浜市柏葉公園こどもログハウス指定管理者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)は、第1回選定委員会において公募要項と評価基準項目等を決定し、第2回選定委員会において申請者から提出された提案書類の審査や面接審査を行いました。

このたび、選定委員会による審議の結果、指定候補者を選定しましたので、ここに選定結果を報告します。

2 指定管理者選定委員会 選定委員

委員長 佐藤 韶子（横浜市立大学国際教養学部 教授）
委 員 阿部 優三（中区埋地地区連合町内会長）
委 員 井上 圓三（中区青少年指導員協議会前会計監事）
委 員 近藤 恵子（中区スポーツ推進委員連絡協議会監事）
委 員 古本 悅子（税理士）

3 指定候補者選定の経過

項目	年 月 日
第1回選定委員会 (公募要項・評価基準項目等の決定)	令和3年4月15日（木）
応募説明会	令和3年5月26日（水）
現地見学会	参加応募団体無し
公募に関する質問受付	令和3年6月3日（木）～6月10日（木）
公募に関する質問回答	質問無し
申請書類の提出受付	令和3年7月6日（火）～7月9日（金）
第2回選定委員会 (書類審査・面接審査等の実施)	令和3年8月11日（水）

4 審査の考え方

選定委員会では、「横浜市柏葉公園こどもログハウス指定管理者公募要項」(以下、「公募要項」という。)においてあらかじめ定めた評価基準項目に従って、申請団体から提出された提案書類の審査及び面接審査を行いました。

なお、配点は合計100点とし、各委員(5名)の点数を合計し、評点としました。(最低基準点は加減点項目を除く合計点の6割以上とし、最低基準に満たない場合は、応募団体が1団体であっても指定候補者として選定せず、再度公募を行います。)

5 選定評価基準項目及び配点

項目	審査の視点（例）	配点
1 団体の状況		10
(1) 団体の理念、基本方針及び財務状況等	団体の理念、基本方針及び業務実績などが、公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。また、団体の財務状況は健全か	5
(2) 応募理由	区の施策や地域の特性、施設の設置目的を十分に理解した妥当性・具体性がある応募理由であり、施設運営に熱意が感じられるか。	5
2 職員配置・育成		5
職員の確保、配置及び育成	・施設及び設備の維持管理に必要な人員を確保し、配置する計画となっているか。 ・職員の資質向上のための研修が計画されているか。	5
3 施設の管理運営		35
(1) 施設及び設備の維持保全並びに管理	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検など）計画となっているか。	5
(2) 小破修繕への取組	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切かつ積極的な修繕計画となっているか。	5
(3) 事故防止体制・緊急時（防犯）の対応	事件・事故の防止体制が適切か。事故発生時、緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か。	10
(4) 防災に対する取組	・横浜市（区）防災計画等を踏まえ、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか。 ・日常的に、地域と連携した取組がなされているか。	5
(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応	利用者の意見、要望、苦情等の受け付け方法や、これらに対する改善方法に具体性があるか。	5
(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組	・個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取り組みが適切であるか。 ・ヨコハマ3R夢プラン、人権尊重、男女共同参画推進など本市の重要施策を踏まえた取組となっているか。 ・市中小企業振興条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。	5
4 事業の企画・実施		25
(1) 事業計画、事業展開	地域コミュニティの醸成や地域の連携を促進させるとともに、幅広い層の多くの住民が参加しやすい魅力的な事業計画となっているか。	10
(2) 施設の利用促進	・質の高い接客サービスを提供するための取組となっているか。 ・利用者数及び稼働率の向上に対し、効果的・具体的な取組となっているか。	5
(3) 地域課題の理解及び、課題を踏まえた事業提案	地域特性を理解し、地域課題やニーズを十分に捉えた施設運営及び事業計画となっているか。	5
(4) 関係機関及び地域団体との連携	関係機関及び近隣施設との連携の考え方は適切か。自治会町内会など地域の団体との連携の考え方は適切か。	5
5 収支計画及び指定管理料		10
(1) 指定管理料の額	収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。	5
(2) 施設の課題等に応じた費用配分	利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特性や課題に応じた費用配分となっているか。	5

6 新型コロナウイルスへの対応等		5
新型コロナウイルス感染症等の拡大防止に係る対応	・利用者が安全に施設を利用することができるよう、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等の具体的な取組が提案されているか。(感染防止対策、施設利用時のルール、工夫等) ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえた事業上の対策・工夫(事業の企画・実施)が提案されているか。	5
7 加減点項目	10	
(1) 市内中小企業等であるか	市内中小企業等 ・市内中小企業 ・中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者 ・地域住民を主体とした施設の管理運営等のために、地域住民を中心設立された団体 ※共同事業体の場合は、代表団体が市内中小企業等であること。	5
(2) 前期の管理運営の実績(現在の指定管理者のみ)	・実績が良好であるか。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえた事業上の工夫・対策実績が良好であるか。 (-5点～+5点)	5
合 計		100

6 応募者の資格(制限)について

応募者の資格について、必要書類の提出をもって、公募要項に定める「欠格事項」に該当しないことを確認しました。

公募要項（抜粋）

5 公募及び選定に関する事項

(5) 応募条件等について

ア 応募者の資格

法人その他の団体、又は複数の法人等が共同する共同事業体であること（以下「団体」という）（法人格は不要。ただし個人は除く）

イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること
- (カ) 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第16第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※本項目については、提出いただく「役員等氏名一覧表（様式6）」により、横浜市から神奈川県警察本部に対し調査・照会を行います。

- (ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

7 申請団体

一般社団法人中区民活動支援協会(現指定管理者)

8 選定結果

選定委員会において厳正な選定を行った結果、一般社団法人中区民活動支援協会を指定候補者に決定しました。

9 得点

項目	得点
1 団体の状況	
(1) 団体の理念、基本方針及び財務状況等	21
(2) 応募理由	22
2 職員配置・育成	
(1) 職員の確保、配置及び育成	19
3 施設の管理運営	
(1) 施設及び設備の維持保全並びに管理	19
(2) 小破修繕への取組	18
(3) 事故防止体制・緊急時（防犯）の対応	38
(4) 防災に対する取組	20
(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応	23
(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組	20
4 事業の企画・実施	
(1) 事業計画、事業展開	42
(2) 施設の利用促進	18
(2) 地域課題の理解及び、課題を踏まえた事業提案	22
(3) 関係機関及び地域団体との連携	21
5 収支計画及び指定管理料	
(1) 指定管理料の額	20
(2) 施設の課題等に応じた費用配分	19
6 新型コロナウイルスへの対応等	
	20
7 加減点項目	
(1) 市内中小企業等であるか	25
(2) 前期の管理運営の実績（現在の指定管理者のみ）	16
合計 500 点（最低評価基準点 270 点）	403

10 審査講評

一般社団法人中区民活動支援協会を、最低評価基準点を上回る403点の評価により、指定候補者として選定しました。

優れている点として、子供を中心とした幅広い利用者からニーズやアイデアを集めた企画運営を行い、異なる世代間のトラブルもなく、感染対策にも徹底した安全な環境づくりのためにスタッフが誠実に対応していること、また、季節の行事を取り入れた事業計画や高齢者ボランティアが子供たちに昔遊びを教えることを通じたつながりを大事にした企画づくりなどを評価しました。

また、学校や地域と連携した事業・取組を目指す努力も見受けられました。

課題点として、外国籍の児童・障害を持つ児童の施設利用への対応が明確でない点やコロナ禍で利用停止している空間の活用方法が明確でないことなどが挙げられます。

指定候補者となった一般社団法人中区民活動支援協会には、引き続き子どもの安全確保、施設の適切な維持管理に努めつつ、施設の利用促進、地域団体との連携による取組、または、様々な障害を抱える児童や、多文化にも配慮した施設運営や事業の実施に期待します。